

# 安全な生活のために



2025年度版

在メルボルン日本国総領事館

ビクトリア州・南オーストラリア州・タスマニア州

## 1. はじめに

在メルボルン日本国総領事館は、ビクトリア(VIC)州、南オーストラリア(SA)州及びタスマニア(TAS)州の3つの州を管轄しています。これら3州は、いずれも日本とのつながりが深く、また、治安も比較的安定していることから、年々、観光を始め留学、ワーキングホリデー、ビジネスなどで多くの邦人が訪れます。しかし残念ながら、当地の状況をよく知らないために、事件・事故やトラブルに巻き込まれる方が少なくありません。

本冊子は、長期・短期を問わず当地に滞在される方に事件や事故に巻き込まれることのないよう基本的な安全対策をまとめたものです。邦人の皆様が自らの安全に対する十分な配慮をした上で、オーストラリアで素晴らしい生活を送れるよう、参考にしていただければ幸いです。

## 2. 各州の治安状況

### ①ビクトリア州

ビクトリア州警察の統計によれば、侵入・窃盗の数が多く、犯罪発生率は、日本の10倍以上です。昼間はにぎやかな大通りでも夜間はがらりと雰囲気が変わるため、性犯罪も多い中、夜の一人歩きは注意が必要です。特に、Flinders Street駅周辺、州立図書館周辺、バーやナイトクラブにおいては夜間は治安が悪化するため、注意してください。図書館、喫茶店、レストランでの置き引き、スリなども多く発生しているので、荷物を使った席取りは行わず、自分の荷物からは目を離さないよう心がけましょう。

### ②南オーストラリア州

南オーストラリア州警察の年間犯罪統計によれば、犯罪発生件数は2000-2001年度以降減少傾向にありましたが、2014-2015年度から増加に転じ、人口比で見ると、暴行・傷害などの発生率が当館管轄3州の中で最も高くなっています。深夜、アデレード市内中心部では、Hindley Street周辺の盛り場付近において、暴行事件や薬物に絡んだ事件が多発していますので十分に注意してください。

### ③タスマニア州

管轄3州のなかでは、犯罪発生率は低く、豊かな自然があることから観光スポットとして人気がありますが、観光地での車上狙いなどを中心に、邦人の被害が報告されています。また、急な天候悪化による交通事故が発生している他、夜・早朝は野生動物との接触事故が多発するので、日没後早朝までの運転は控える方が良いでしょう。

## 【豪州は安全？】

一般的に治安がよいとされている以上の3州ですが、果たして本当でしょうか？ 当地での犯罪の発生状況は次の表のとおり、決して安全とはいえません。「日本を除く先進国の中では比較的安全」といえるだけです。「自分の身は自分で守る」という心構えで、防犯に心掛けてください。

## 各州犯罪統計比較

	ビクトリア州		南オーストラリア州		タスマニア州		日本（参考）	
	発生件数	日本との発生率比較	発生件数	日本との発生率比較	発生件数	日本との発生率比較	発生件数	人口10万人あたり
殺人 (殺人未遂含)	219	約4倍	20	約1倍	3	0.5倍	912	約1件
強盗	3,278	約44倍	563	約27倍	278	約44倍	1,361	約1件
性犯罪	29,897	約54倍	2,411	約16倍	740	約14倍	11,774	約9件
暴行・傷害	48,388	約17倍	23,622	約30倍	4,108	約17倍	52,365	約42件
侵入窃盗	41,691	約17倍	5,790	約9倍	3,296	約16倍	44,228	約35件

出典：ビクトリア州警察年次報告書、南オーストラリア警察年次報告書、タスマニア警察年次報告書、警察庁（日本）「令和5年の刑法犯に関する統計資料」（ビクトリア州性犯罪については、ストーキングとハラスメントを含む）

各州の数値については2023-2024会計年度、日本の数値については令和5年のものを使用して、当館で作成したものです。

### 3. 防犯対策

#### (1) 自宅での注意事項（侵入窃盗など）

- 郊外で多い犯罪の一つが泥棒などの侵入窃盗事件です。大半は無施錠のドアや窓から侵入しています。自宅では、昼夜を問わず施錠をするとともに、短時間の外出でも必ず施錠をしてください。自宅の玄関を施錠しないまま、家人が気づかない内に玄関を開けられ、付近にある鍵を盗み、そのまま駐車場から車両や車内を荒らされ物を盗まれるケースが多数発生しています。新たな物件に入居した際は、鍵を取り替えることをお勧めします。
- 来訪者に対し不用意にドアを開けた結果、ナイフを持った男が押し入ってきた事例もあります。昼夜を問わず、来訪者はドアを開ける前に確認するようにしてください。
- その他の注意点
  - スペアキーを玄関マットや植木鉢の下などに置かない。
  - 感知式ライト、防犯カメラを設置する。
  - 長期に不在になるときは、留守であることが分からないように気をつける。  
例：郵便物をメールボックスに放置しない、SNSに一般公開でアップしない
  - パソコンや家電製品は、万一の場合に備えて、製造番号を控えておく。



#### (2) 外出時の注意事項

##### 強盗、暴行、性犯罪

観光で滞在していた邦人が昼間にバッグを強奪される事件や、夜間メルボルン市内のメインストリートで邦人が暴行を受け財布などを強奪される事件も発生しています。過去には女子留学生がナイフで数か所を刺されて重傷を負った事件も発生しています。また、当地のバスやトラムの停留所から後をつけられ

て性犯罪や強盗の被害に遭う事件も発生しています。

- 比較的安全だと言われている地域でも、夜間は様子が一変します。可能な限り夜間の一人歩きは避けるようにして、明るく人通りの多い通りを選んでください。
- 歩行中、携帯電話に気を取られていたり、イヤホン等で音を遮断すると、周囲の様子に注意が及ばず、大変危険です。
- 夜間の電車内、駅周辺は特に注意してください。
- 多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしてください。カード類と現金は別にしておきましょう。
- 万一の場合に備えて、出かける前に家族や友人などに行き先を告げておいてください。

### 公共交通機関利用時の注意事項

過去には、邦人男性が電車内で首を絞められ現金を強奪される事件、邦人女性が駅のホームで少女3人にナイフで刺され現金を強奪される事件などが発生しています。

- 夜や乗客が少ない場合は、電車やバスの車内では運転手の近くまたは、車内防犯カメラ（CCTV）や緊急電話のそばに座ることをお勧めします。
- 電車の時刻は事前に確認し、長時間、駅にいることのないようにして下さい。
- 夜間はできるだけ駅まで迎えに来てもらうようにして下さい。

公共交通機関での飲酒や蓋の開いたアルコール容器の所持は法律で禁止されています。

（例：電車内や駅のホームでプルトップの開いているビール缶を持ち歩くなど）

公共の場での飲酒は各地方行政区の条例に基づいて規制されています。違反者には罰金などが課されますので、ホームページをあらかじめご確認ください。

### 置引き 被害多数

総領事館に連絡のあった犯罪被害で最も多いものが、置引きなどの窃盗被害です。カフェで友人と談笑中、目を離したすきにバッグを盗まれたり、図書館でパソコンを使用している間にバッグを盗まれたりと状況は様々です。また、目を離した際に机上の携帯電話を盗まれるケースも多く報告されています。メルボルン市内では、図書館、Swanston Street、Collins Street沿いのカフェ、レストラン、ナイトクラブで、特に多くの被害が発生しています。

- カフェ、レストランなどでは、バックは膝の上に置くようにしてください。「場所取りのために椅子に荷物を置く」ことは絶対にしないでください。
- 犯人は、あなたが、どこに財布をしまっているか、近くで様子を窺っているかもしれません。
- 友人と一緒にだからといって安心せず、自分の所持品は自分でしっかりと管理してください

### すり 被害多数

路上パフォーマンスを見ていたところ、その際に、背負っていたバックパックのチャックを開けられ所持品を盗まれるケースなども発生しています。特に、男性の場合、ズボンの後ポケットに財布やパスポートなどを入れていてすられる事件も多く発生しております。

- 女性や子供連れのすりグループによる被害も発生しています。路上で人に声をかけられたとき、特に相手が複数の場合は、警戒心を解かないようにしてください。
  - 人込みの中ではバックパックを身体の前に掛けて視界内に入れておいた方が安全です。
- ※パスポートを紛失された方は、まず落ち着いていつ紛失したのか思い出すとともに、ポリスアシスタントラインへ連絡（1 3 1 - 4 4 4）、またはオンラインでの被害届をご提出願います。その後、旅券紛失

手続きを行って下さい。

## 詐欺

## 被害多数

インターネットサイト上で代金を騙し取られる事件が頻発しています。銀行、郵便事業、ATO(税務署)、国際宅配便等を巧妙に装い、個人情報とお金を送金してしまう事例や、近年ではマッチングアプリで知り合った相手に促され送金してしまう「ロマンス詐欺」、在宅オンラインで簡単に始められる仕事を装って仮想通貨で課金させられる手口の詐欺被害報告も多く受けています。ネット上では以下の点について、注意ください。

- (1) パスワード、クレジットカード情報、口座情報など、個人情報や金銭的な情報を求める電話、テキスト、電子メール
- (2) 支払いを要求する電話、テキスト、電子メール
- (3) 荷物の引き換えのためのラベルの印刷、電子メールのリンクのクリック
- (4) 結婚や移住のための手続きに必要なと名目で、税関や査証費用の立て替え依頼
- (5) 新たな仕事を始めるために必要という名目でのパソコンなど購入費用

不審点があれば入金を控えてください。また、代金の支払いは信用性が高いと言われている方法を選ぶようにしてください。近年、多く発生している事件は下記のとおりです。

### ① 不動産賃貸物件に関して、海外に住む大家を装って、海外送金させる詐欺 **要注意**

インターネット掲示板に、実際には権限がない物件の広告を載せ、海外に住む大家を装って、海外送金させる手口です。現金を振り込む前に、物件、相手方の確認を十分に行うことが必要です。被害者の大半は契約書を作成していなかったり、契約前に物件下見をしていないために、不審な点に気づけなかった方です。



### ② 親切心につけ込む寸借詐欺 **要注意**

街頭やマッチングアプリで、親切心につけこみ言葉巧みに現金を騙し取る事件が発生しています。知り合ったばかりの人に高額のお金を貸すようなことのないようにしてください。



### ③ 職業斡旋名目の詐欺 **要注意**

ワーキングホリデーの方に、仕事を紹介するための紹介料としてお金を振り込ませ、実際に現地に行ってみると、全て虚偽だったという詐欺事件が発生しています。この事件の被疑者は日本語でメールをやり取りしていました。

この他、在宅で簡単にできる仕事（カフェや、大学寮のレビュー書きなど）求人広告に応募して、パソコン購入費の支払いや、事前に架空通貨への過金を促される手口の詐欺被害報告が届いています。また、不審な点があったらすぐに知人または相談機関などへの相談を考えて下さい。

## ATMの利用

当地のATMは日本と異なり、基本的に路上にむき出しで設置しており、周囲に気を配る必要があります。過去に、ATMで現金を引き出した邦人女性が、エレベータ内で顔を殴られたうえ財布を強奪される事件が

発生しています。

人気のない場所のATMは避け、出来るだけ銀行内のATM利用するか、混んでいても比較的人が多い場所や防犯カメラが設置されているATMを利用するとともに、周囲に不審な人物がいないか、利用後、後ろからつけてくる人物がいないかを確認してください。

### 薬物犯罪

繁華街のバーや路地などではアイス、大麻、覚せい剤、ヘロインなどの薬物が取引されていることもあ  
るようです。近年、一部国や地域の大麻合法化に伴い、「大麻は合法」という誤った情報がインターネッ  
ト上に出回っていますが、当地で大麻の所持、使用は違法（医療上認められたものを除く）であり、日本  
人の薬物使用は日本の刑法により、海外でも国外犯として処罰の対象になります。

また、合成大麻・脱法ハーブ（Synthetic Cannabis）を大麻と偽って販売しているケースが確認されて  
います。これらには何が入っているか分からず、最悪の場合、死に至る場合もあるので大変危険です。邦  
人の被害では過去に薬物が混入した飲み物を女性が飲まされ、性犯罪の被害に遭うという事件も発生して  
います。バーなどでは自分の飲み物から目を離さないようにしてください。特にRichmond、Footscray  
やSunshine地域は薬物犯罪が多く発生しているので注意が必要です。

### 性犯罪・セクハラ

- (1) 住み込み先のファーム関係者と宿舎で飲酒し、酩酊状態のところ性被害に遭った。
- (2) 日系留学サポートセンターの付近で、白人男性から流暢な日本語で、「日本人ですか？留学生です  
か？美味しいワインがあるので、私のオフィスに来ませんか？」など話しかけられ、親近感から断  
れず、オフィス内に入ると、無理やり身体的に接触された。
- (3) シェアハウスにおいて、オーナーや同居人から性的な接触を求められ、断ると退去するよう脅迫さ  
れた。

このようなトラブルに遭った場合は、最寄りの警察へ相談するとともに、被害に遭わないよう以下の点  
に注意してください。

- 見知らぬ人からの誘い（英語指導、食事、観光案内等）には安易に乗らない。
- 知り合って間もない等、素性の良くわからない人の家に安易に行かない、またアパートのオーナー等  
であっても安易に自分の部屋に入れない。
- シェアメイトが男性だけの場合、たとえ「すぐに別の女性が入居する」などといわれても信用しない。
- 自分の飲酒量を把握し、パブやパーティ等で見知らぬ者から勧められる飲物には、特に注意する。
- 旅行やドライブは複数で計画的に行動するよう心掛ける。
- 露出部分の多い服装での外出は控える。
- 夜間の外出・女性の一人歩きは極力避け、タクシー等を利用する。
- 夜間の公衆トイレ・公園・人通りの少ない場所、街灯がない暗い道路を避けて歩く。

相談先：National Sexual Assault, Domestic Family Violence Counselling Service 1800 737 732

## 4. 自動車運転関連

豪州は日本と同じ左側通行で、交通ルールに大きな違いもないことから、比較的運転しやすい環境であ  
ると言えます。しかし、交通事情や運転マナーは日本と違うところもありますので十分な注意が必要です。

### (1) 運転免許

当館が発行する証明により運転が可能な地域は、ビクトリア州（※2）、南オーストラリア州に限られます（タスマニア州では、当館が発行する証明では運転できません。NAATI翻訳者による翻訳が必要です）。それ以外の州で運転される場合は、各州の運転免許センターに直接お問い合わせ下さい。

※1 国際運転免許証（国外運転免許証）は「日本の運転免許証の翻訳証明」的な位置付けをされていますので、それだけの携帯では運転できず、日本の有効な運転免許証を併せて携帯する必要があります。永住者の方は、居住地の州の運転免許証の携帯が義務付けられています。

※2 ビクトリア州では、居住開始後6か月以内に当地運転免許証の取得が必要です。

※3 ニューサウスウェールズ州では、総領事館の翻訳証明での車両の運転は認められていませんので、ご注意ください。

## （2）運転上の注意事項

- 一般的に制限速度は日本よりも高めに設定されていますが、郊外では中央分離帯のない道路が多くあります。速度を出し過ぎてセンターラインからはみ出し対向車と正面衝突などということがないよう注意が必要です。また、路肩に外れ車を制御できなくなることの無いよう注意しましょう。
- 都市部では歩行者の信号無視や横断歩道以外での横断が目立つので、歩行者の動きには常に注意を払ってください。
- 運転技術に自信のない方には、ドライビング・スクールなどで運転練習をした後に運転することをお勧めします。旅行者や短期滞在者の方で、運転に不慣れなために事故を起こしてしまうケースが後を絶ちません。
- 飲酒運転や薬物を使用しての運転は絶対にしないでください。飲酒運転などにより事故を起こした場合、厳しく処罰されるとともに、保険の適用を受けることができなくなります。
- 長距離を運転する場合は、必ず早めに休憩を取るようしてください。
- 郊外では、夜間、野生動物の飛び出しが多いので注意してください。動物の警戒標識がある地域では、特に速度を控えるなどしてください。動物に衝突して車のコントロールを失い、立木に衝突して死亡したケースもあります。
- シートベルトは同乗者全ての着用が義務付けられています。また、チャイルドシートに関しても、子供に合ったものを使用することが義務となっています。
- 運転中の携帯電話、カーナビの使用（ハンズフリーを除く）は禁止されています。
- 交通ルールを巡る口論から傷害事件に発展したケースもあります。悪質ドライバーの挑発には決して乗らないようにして下さい。また、高齢ドライバーも多く、予期せぬ動きをすることがあるので、周囲の車にも留意して下さい。

## （3）駐車の際の注意事項

### 車上荒らし・自動車盗

- 短時間でも車を離れる際には、必ずエンジンキーを抜き、ドアロックをしてください。
- 車内には貴重品だけではなく、バッグ、サングラス、小銭なども放置しないようにしてください。外から目に付く場所にこれらの物を置いていると、盗み目的でガラスを割られるなどの被害に遭う危険性が高くなります。
- 車は人目につきやすく明るい場所や防犯カメラが設置されている場所に駐車することをお勧めします。

## 「交通事故を起こした場合の措置」

### ① 負傷者の救護

何よりもまず人命第一です。負傷者がいる場合は直ちに救急車の手配をします。

## ②二次的事故の防止と道路交通の回復

車両などを付近の安全な場所に移動させ、交通事故の続発を防止します。

## ③警察への通報

「000」へ通報してください。ただし、物損事故の場合で、二次的事故の危険性がある、交通の妨害となる、第三者物件（他人の建物、電柱など）の損壊があるケースを除いては、特に警察への通報を要しません。ただし、相手が免許証などを所持していなかったり、お互いの情報交換に応じない場合などは、警察官を呼んでください。

## ④相手側情報の聴取

- ・住所、氏名、生年月日、電話番号、ライセンスナンバーなど
- ・車両番号、メーカー、車種、塗色
- ・所有者の住所、氏名、電話番号、保険会社名など

## ⑤車の損傷状況の確認

## ⑥その他

- ・現場に臨場した警察官の所属、氏名、階級など
- ・目撃者などの住所、氏名、電話番号など

## ⑦車両の損傷状況及び事故現場の写真撮影



## (4) 交通ルールなど 資料提供 : VicRoads Resistration and Licensing Office

### フックターン

メルボルン市内中心部などでは、「フックターン（二段階右折）」をしなければならぬ交差点があります。標識（白地に黒）を見落とさないようにしてください。

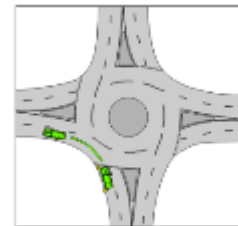


### トラム後方での一時停止

トラムが安全地帯のない停留所で客の乗降のため停車している（停車ランプが点滅している）ときは、車両はその後方で停止しなければなりません。

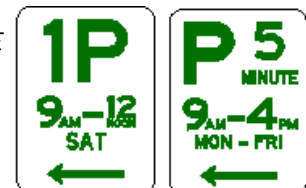
### ラウンドアバウト

交差点に「ラウンドアバウト」と呼ばれる環状交差点が多く設けられています。ラウンドアバウトでは、自分から見て右側から進入してきた車両が優先されます。



### 路上駐車

駐車可能な時間、曜日、条件（パーキングチケット制など）が標識で示されているので確認してください。また、駐車車両の道路側のドアが突然大きく開いたり、駐車スペースを見つけた車両が急に停車することがよくあります。安全な速度と十分な車間距離を保って運転してください。



### 踏み切り

特別な指示がない限り、一時停止する必要はなく徐行で通過できます。急に停止すると後方から追突される危険性があります。





## 速度制限

メルボルン市内中心部では40キロ、その周辺部では50キロ～60キロ、郊外では80キロ～100キロと、日本に比べ高めに設定されています。同一道路でも最高速度が小まめに変わることもありますので注意が必要です。特に、スクールゾーンでは、登下校の時間帯には、制限速度が40キロに制限されていますのでご注意ください。

## 交通違反取締り

無人カメラや警察官による速度超過や信号無視の取締りなどが各所で行われています。また、飲酒運転や駐車違反の取締りも、昼夜を問わず、頻繁に行われており、違反した場合は高額な罰金が科せられます。

## レンタカー

自損事故をカバーしない保険契約をされていた方が、事故後に高額な修理代を請求されたケースが発生しています。レンタカーを借りる場合は、単独事故も広くカバーする車両保険に加入することをお勧めします。なお、保険の補償内容を事前に十分確認しておくようにしてください。

また、身に覚えのない傷について、後日請求されるケースも散見されています。運転開始前、終了後によく確認するとともに、担当者に確認させる、写真を撮っておくなどの措置がトラブル防止に有効です。

## 自転車

3州ともに、ヘルメットの着用が義務付けられています（着用しない場合、罰金）。

走行時は、基本的に自転車専用レーンや車道を走行します。近年、邦人の自転車走行中の交通事故被害が散見され邦人が巻き込まれた死亡事故も発生しています。事故に遭うとヘルメット着用のみでは、被害を十分に防ぐことは不可能です。悪天候、夕暮れ時などは特に走行に注意してください。また、走行中の携帯電話の使用は罰金の対象となりますので、安全な場所に一時停止し、利用するようにしましょう。



## ドッグトレーラー **要注意**

当地では、牽引部分（トラクター）と貨物部分（トレーラー）が連結して構成されているドッグトレーラーが走行しております。連結部分は4.5m程間隔が空いており、全長は19m程の車両となっております。そのため、連結部分には自転車や原付など容易に侵入できるような構造となっております。トレーラーに巻き込まれた死亡事故も発生しているところ、付近を走行の際には注意してください。

## 5. テロ情勢

世界各国でテロに関連する事件が起きており、従来以上に安全に注意し、海外安全情報及び報道などにより最新の治安についての情報の入手に努めるとともに、改めて危機管理意識を持つことが必要です。

警察により毎年数件のテロは未然に摘発されていますが、残念ながらローンウルフ型のテロがここ数年起きております。人が多く集まる場所は標的となりやすいので、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れるなど、安全確保に十分注意を払う必要があります。ビクトリア州において、2024年12月、イスラエル・シナゴグが放火されるテロ事件が発生しています。

ちなみに、豪州政府の国家テロ警戒システムでは、2024年8月に5段階のうち上から3番目の「起こりうる（probable）」に引き上げられました。

○新聞、テレビ、インターネットなどを通じてテロ情勢に関する最新情報の収集に努めてください。  
(テロに関する情報は「[海外安全ホームページ](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご覧いただけます)

## 6. 緊急事態対処

## (1) 緊急時の連絡先

警察・救急・消防「000」(トリプルゼロ)

犯罪、火災、救急はいずれも「000」番に通報します。まず警察、消防、救急の別を告げ、その後、状況を伝えてください。電話通訳サービスを行っているので、日本語の通訳を必要とする場合は、その旨を告げてください。正確な場所が分からない場合のために、「Emergency Plus」という無料アプリのダウンロードをお勧めしています。当サービスを利用するにあたり、重要な事は相手が電話を切っていないというまで電話を切らないことです。

## (2) メルボルン市内における市内緊急放送 (PUBLIC ADDRESS SYSTEM)

ビクトリア州政府は、大規模行事やテロ関係の緊急情報を迅速に発出するため、Federation Square、Bourke Street商店街、Flinders Street駅、州立図書館、タウンホール等のメルボルン市内主要箇所に設置されたスピーカーによる放送を行います。スピーカー放送では、「特定箇所への退避」、「特定箇所からの退避」、「近くの建物への避難」等がケースごとに指示されます。

### 【平素の準備と心構え】

- 非常時の連絡先（警察、病院、総領事館など）を確認しておく。
- 非常持出品（ラジオ、懐中電灯、救急用品、水など）を準備しておく。
- 家庭や職場において、避難時の集合場所を決めておく。
- 旅行などで自宅を不在にする際は、日本の家族などに行き先などを連絡しておく。
- 総領事館に在留届を提出してください。



### 【緊急時の行動】

- あわてず落ち着いて行動する、警察の指示に従う。
- ラジオ、テレビ、インターネットなどからの情報入手に努める。  
当館ホームページにも3州の各関係機関のリンク（治安、山火事、大雨・洪水情報）を掲載しておりますので、ご活用ください。  
『在メルボルン日本国総領事館』と検索。トップページ》安全情報》[安全についてのリンク集](#)

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/anzenlist.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzenlist.html)

- 退避後に、総領事館への連絡をお願いします。

## 7. ビーチの安全について

オーストラリアには美しいビーチがたくさんありますが、特有の環境、見慣れない旗や標識があります。安全に心がけて楽しい一日を過ごしましょう。

### (1) 安全なビーチを選択する

ビーチセーフアプリ (Beachsafe) をダウンロードすると、その日にライフセーバーによるパトロールがあるかなど、有益な情報が確認できます。



### (2) 安全に関する標識

旗の種類

### 赤と黄色の旗

安全な遊泳エリアです。このエリアは監視員・救助員が巡回しています。必ずこの旗のあるエリア内で遊泳してください。



### 赤の旗 危険

水に入ってはいけません。赤の旗が立っている時は、ビーチは遊泳禁止です。



### 黄色の旗 注意

危険性がありますが、遊泳可能です。



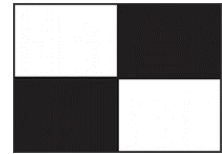
### 赤白の旗 緊急避難

すぐに水から上がってください。この旗が上がる時は、サイレンも鳴り、泳いでいる人に危険性があることを知らせます。監視員・救助員が大規模な救助活動に出動しなければならない場合や、危険な海洋生物が発見された場合などに、この警告が発せられます。



### 黒白の旗 サーフボードエリア

サーフィンを楽しむ人は、赤と黄色の旗のエリアに侵入してはいけません。



## (3)警告標識

### 身体を刺す生物

水中体を刺す、危険な生物がいます。



### 高波

波が大きく危険な場合や、負傷事故につながる巨大な波が発生しています。



## (4) 規制標識 (赤丸に斜線、黒イラスト) 罰則が科せられることがあります。

### 遊泳禁止

遊泳は禁止です。



○オーストラリアの陽射しは強烈です。日焼け止めの規格を確認し、一日を通して日よけを多用し、十分な水分補給を心がけてください。

○アルコール摂取は控えてください。明確な思考能力や適正な判断力が損なわれる場合があります。アルコールは反応時間を遅くし、水中でトラブルに巻き込まれる可能性を高めます。

## 8. その他の注意事項

### (1)医療保険への加入

当地の医療費は高額です。万一の事故や病気に備えて海外医療保険などへの加入を強くお勧めします。多少割高にはなりますが、当地で保険に加入することもできます。また、当地では救急車は有料で費用も高額ですので、救急車による搬送にも対応可能な保険に加入することも検討してください。

### (2)生活関連

#### 賃貸トラブル

豪州では、家主の権限が広く認められていますが、家主から法外な要求をされたり、家主がその義務を果たさないなどのトラブルも発生しています。賃貸契約に際しては次のことを参考にしてください。

- 信頼性の高い不動産業者を利用する。
- 契約開始時の家の状態をしっかりと確認し、傷などは写真に撮っておく。
- 壁に穴を開けるなど、現状を変更する場合は、事前に文書などで不動産業者などに問い合わせ承諾を取り付けておく。
- 契約書やトラブルに関する文書は、保存しておく。
- トラブルが発生した場合は、すぐに（12ページに記載）公的専門機関に相談する。



#### 【アパート契約をめぐる振り込め詐欺行為】

特にワーホリの方要注意！

豪州へ渡航する前、到着後の住居をインターネットで検索し、実際の物件を見ることなく申し込みを行って前家賃やボンド（敷金、保証金にあたるもの）を払い、いざ入居しようとする鍵が受け取れない、物件には既に別の人が住んでいる等の事態に遭遇される方が多くいらっしゃいます。

下記に該当する場合は詐欺の可能性がありますので、特に注意をしてください。

- (1) 立地条件が良いにもかかわらず相場より家賃が安い。
- (2) オーナーが直接会うことを拒む（例：海外に在住していると言い、鍵は郵便で送付する等）
- (3) 早く振り込まなければ他の人に貸すと送金を急かす。
- (4) 日系情報サイトやGumtreeなどで広告掲載し、その後オーナーとのやり取りは主にメールのみ。
- (5) 不動産屋を介すことなく、物件の下見よりも先に現金を振り込むように誘導する。

被害報告は、以下の捜査機関に連絡してください。

- ・ [Australian Cyber Security Centre](https://www.cyber.gov.au/report) (https://www.cyber.gov.au/report)
- ・ Police Assistance Line (131 444)  
または、[Online Reporting](https://www.police.vic.gov.au/palolr) (https://www.police.vic.gov.au/palolr)
- ・ [Consumer Affairs Victoria](https://www.consumer.vic.gov.au/) (https://www.consumer.vic.gov.au/)

#### ルームシェア・ホームステイに関するトラブル

オーナーがセクハラ行為を行う、契約にない料金を請求される、ボンドが返金されないなどのトラブルが発生しています。ルームシェアを決める前には条件をしっかりと確認し、書面を作成するなどして後日のトラブル防止を心掛けてください。オーナー、シェアメイト、契約内容、安全面などを十分に確認した上で入居を決めてください。特に女性の方は、性的被害を防止するため次の点にも注意してください。

- シェアメイトが男性だけの場合、たとえ「すぐに別の女性が入居する」などと言われても信用しない。
- 体を触られた、部屋を覗かれたなど、性的な被害に遭ったら、すぐに最寄りの警察署に届け出る。

#### 【シェアハウスbond金返金トラブル】

正式な契約書等を作成せずに入居したところ、インターネットの掲示板等で見た内容や条件とは異なる。あるいは、退去時にbond金が返還されない等のトラブルが多く発生しています。

住居の選定時には十分確認を行った上で、正式な契約書を取り交わし、入居後は支払った家賃の領収書を保管して下さい。オーナーが直接管理する物件は後日トラブルが発生しがちです。大手の不動産会社を使用されることをお勧めします。bond金はオーナーの口座ではなく、公的機関の口座に供託されるものですので、支払い後は領収書をもらうようにしてください。

この様なトラブルに遭った場合、ビクトリア州では以下の機関が対応しています。各ホームページを確認し、相談、手続きを行ってください。

- ・ [Dispute Settlement Centre of Victoria](https://www.disputes.vic.gov.au/) : 仲裁につき、当事者双方の合意が必要  
(<https://www.disputes.vic.gov.au/>)
- ・ [Tenants Victoria](https://www.tenantsvic.org.au/) (<https://www.tenantsvic.org.au/>)
- ・ [Community Legal Centre](https://clcs.org.au/) : 近くの無料法律相談所を検索可能 (<https://clcs.org.au/>)
- ・ [Victoria Civil Administrative Tribunal](https://www.vcat.vic.gov.au/) (<https://www.vcat.vic.gov.au/>)

#### 住み込み労働(オペア・デミヘア)問題

主にワーキングホリデー中の邦人を狙って、無賃金で住居を提供する代わりに、ベビーシッター等の仕事を無報酬で行わせるといった無賃労働の形態が報告されています。劣悪な労働条件で働かせたり、急に家を追い出され、路頭に迷うというケースが報告されているため、住み込み労働を行う際は、事前に労働条件を確認する・契約書のコピーを保管する等注意し、不審な点がある場合は、知人や弁護士などの下記相談機関などへ相談するなどして、一人で抱え込まないようにしましょう。

#### 労働搾取と危険を伴う労働環境

##### 【労働搾取】

パートタイム労働に対する最低賃金より少ない賃金で働いているワーキングホリデーメーカーの方が多く見られます。当地の法律で定められている最低賃金が支払われるかを確認した上で、合法的な契約書を取り交わし就業を始めるようにしてください。労働者の権利については [Fair Work Ombudsman](https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese) のホームページ(日本語)で確認してください。(<https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese>)

新たな仕事に就く方は、次の3点に注意してください。

- (1) 自分の雇用形態を確認する。
- (2) 自分の最低賃金を確認する。
- (3) 自分の勤務時間や給与などの記録をつける。

働く上で問題が発生した場合、Fair Work Ombudsman は、問題を解決するため、以下の手順をとるよう助言しています。

- ・ ステップ1: 問題を特定する
- ・ ステップ2: 法律を確認する
- ・ ステップ3: 職場の問題を解決する



- ・ ステップ 4 : Fair Work Ombudsman に助けを求める

もし、労働搾取の被害にあってしまった場合には、Fair Work Ombudsman のホームページから違反を告発し、未払い分を請求することが可能です。実際に 8,000 ドル請求できた事例もあります。

[Fair Work Ombudsman HP 職場問題](#)

(<https://www.fairwork.gov.au/language-help/japanese/issues-in-the-workplace>)

通訳が必要な方は、翻訳・通訳サービス TIS (Translating and Interpreting Service) National Contact Centre 131 450 に連絡して、日本語で電話相談（無料）する日時を決めてください。オペレーターに日本語と伝えて、Fair Work Ombudsman の番号 131 394 に電話するよう依頼してください。

**【危険を伴う労務環境】**

農場（ファーム）等で働く際、重機や可燃物を取り扱う業務に従事する場合があります。いずれも危険が伴い怪我をされた等の報告も散見されますので労働内容及び労働環境を事前に問い合わせ、確認してください。

農場の中には、合法的な事業として登録を行っていないものもあり、労働災害保険（当地では Work Safe）の対象とならないケースもあります。必ず合法的な契約書を取り交わしてから就業を始めるようにしてください。

詳しい案内は、査証（VISA）や Tax File Number の申請時に表示される、WorkSafe からの危機喚起内容を確認するか、[WorkSafe のホームページ](#)で確認してください。

WorkSafe : <https://www.worksafe.vic.gov.au/>

**子供の権利**

豪州では子供の人権保護が重視されています。子供は法律により、身体的、性的、精神的な虐待、放置、暴力を受けないよう保護されています。子供に著しい害が及ぶと認められた場合には、子供を一時的に親と隔離して保護する行政処分が下される場合があります。

**9. 各種相談など**

**(1) 法律相談**

日本と異なり、豪州の弁護士は専門分野に分かれて活動しています。例えば、企業専門の弁護士に個人の民事相談を依頼しても、通常は受け付けてもらうことができません。弁護士が必要な場合には、弁護士協会などの公的機関から専門分野の弁護士を紹介してもらうことをお勧めします。

また、Legal Aid、Community Legal Centreなどでは、刑事、民事にかかわらず、無料若しくは廉価で相談に応じていますので、相談してみることをお勧めします。

**弁護士紹介**

Law Institute of Victoria	0 3 – 9 6 0 7 – 9 3 1 1
Law Society of South Australia	0 8 – 8 2 2 9 – 0 2 0 0
Law Society of Tasmania	0 3 – 6 2 3 4 – 4 1 3 3

**法律相談**

ビクトリア州

◆ Victoria Legal Aid ( <a href="http://www.legalaid.vic.gov.au">http://www.legalaid.vic.gov.au</a> )	
Melbourne	1 3 0 0 – 7 9 2 – 3 8 7
Bendigo	0 3 – 5 4 4 8 – 2 3 3 3
Broadmeadows	0 3 – 9 3 0 2 – 8 7 7 7
Dandenong	0 3 – 9 7 6 7 – 7 1 1 1
Geelong	0 3 – 5 2 2 6 – 5 6 6 6
◆ Community Legal Centre	
Fitzroy Legal Service	0 3 – 9 4 1 9 – 3 7 4 4
Eastern Community Legal Centre	1 3 0 0 – 3 2 5 – 2 0 0
Essendon Community Legal Centre	0 3 – 9 3 7 6 – 7 9 2 9
St. Kilda Legal Service	0 3 – 9 5 3 4 – 0 7 7 7
Women's Legal Service	1 8 0 0 – 1 3 3 – 3 0 2
南オーストラリア州	
Legal Services Commission of South Australia	1 3 0 0 – 3 6 6 – 4 2 4
タスマニア州	
Hobart Community Legal Service	0 3 – 6 2 2 3 – 2 5 0 0
Launceston Community Legal Service	0 3 – 6 3 3 4 – 1 5 7 7

## (2) 査証申請

Department of Home Affairs (豪州内務省)	1 3 1 – 8 8 1
------------------------------------	---------------

## (3) 賃貸トラブル

Consumer Affairs Victoria(VIC)	1 3 0 0 – 5 5 8 – 1 8 1
Tenants Victoria(VIC)	0 3 – 9 4 1 6 – 2 5 7 7
Consumer Office and Fair Trading、Business Affairs (TAS)	1 3 0 0 – 6 5 4 – 4 9 9

## (4) 翻訳通訳サービス

Telephone Interpreter Service	1 3 1 – 4 5 0
-------------------------------	---------------

英語を母国語としない方のために、豪州政府運営の24時間対応の通訳サービス「TIS (Translating and Interpreting Service) National Contact Centre」があります。以下の手順で、日本語通訳のサポートを受けることが可能です。病院、警察、公共交通機関、電話会社、不動産、旅行等あらゆる機会において通訳者が三者通話形式で対応してくれます。政府機関とのやり取りをする場合は、政府機関がその費用を支払います（一部の企業およびコミュニティサービスでも無料の通訳サービスを提供することもあります）。

- (1) オーストラリア国内から 131450 に電話（オーストラリア国外からの場合+61 3 9268 8332）。
- (2) 英語のオペレーターが出るので、“Japanese, please”と伝える。
- (3) 通訳者に繋がったら、通話相手の組織名と電話番号を伝える（連絡先組織の営業時間内に電話する必要があります）。
- (4) 通訳者がその番号に連絡し、3者通話形式で通訳される。

医師による診察の際に通訳が必要な場合は、医師に Doctor's Priority Line（医師優先ライン）を使って TIS National Contact Centre に電話通訳を手配するように頼んでください。必要であれば、医師が現

場で通訳を手配することもできます。また、薬局でも電話通訳を使って医薬品について説明することができます。

### (5) 家庭内暴力

身に危険を感じた際には、「000」番に通報し警察へ保護を求めてください。また、下記の団体では、家庭内暴力についての相談や支援を電話で受けることもできます。お一人で悩まず、相談してください。

Family Violence Response Centre (VIC)	1 8 0 0 - 0 1 5 - 1 8 8 (24時間対応)
Domestic Violence Gateway Service (SA)	1 8 0 0 - 8 0 0 - 0 9 8 (24時間 夜間は別機関が対応)
Safe at Home Family Violence Response and Referral Line(TAS)	1 8 0 0 - 6 3 3 - 9 3 7 (24時間対応)

## 9. 関係連絡先一覧

外務省関連	
外務省代表	0 3 - 3 5 8 0 - 3 3 1 1 (日本)
海外安全相談センター	0 3 - 3 5 8 0 - 3 3 1 1 (内 2 9 0 2、2 9 0 3)
<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">外務省海外安全ホームページ</a>	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/">外務省ホームページ</a>	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/</a>
大使館・総領事館	
在オーストラリア大使館	0 2 - 6 2 7 3 - 3 2 4 4
在メルボルン総領事館	0 3 - 9 6 7 9 - 4 5 1 0
在シドニー総領事館	0 2 - 9 2 5 0 - 1 0 0 0
在ブリスベン総領事館	0 7 - 3 2 2 1 - 5 1 8 8
在パース総領事館	0 8 - 9 4 8 0 - 1 8 0 0
在ケアンズ領事事務所	0 7 - 4 0 5 1 - 5 1 7 7
在メルボルン総領事館管轄内名誉総領事	
在アデレード日本国名誉総領事 アダム・ウィン Adam Wynn	電話 : 03 9679 4510 Mobile: 0418 818 466 E-mail: awynn@ozemail.com.au
在ホバート日本国名誉総領事 キム・スザン・クリフォード Kim S. Clifford	電話 : (03) 6271 1333 携帯電話: 0417 332 585 FAX: (03) 6273 0932 E-mail: kclifford@incat.com.au
日本人会など	
メルボルン日本人会	0 3 - 8 6 5 8 - 5 8 6 2
ビクトリア日本クラブ	0 3 - 9 5 7 0 - 9 4 0 6
アデレード日本人会	admin@jsa.asn.au
タスマニア日本クラブ	0 3 - 6 2 2 3 - 5 1 9 5
日本語対応可能な病院と医師	
パラマウントクリニック	1 8 0 0 - 6 7 7 - 1 7 7 (日本語直通)
The Village GP Black Rock ジョーンズ・ジョシュア	0 3 - 8 2 0 2 - 3 0 0 0



Midtown Medical Clinic 医師 富田愛子（月・水・金・不定期土曜日）	日本語直通：03-8102-5800 （富田医師診察日のみ対応）
Women's Health Hub 医師 高橋さゆり（通称Sally）	03-8652-5411（受付は日本語対応なし）

## ●在留届の提出のおねがい

在留届



3ヶ月間海外に滞在する（予定も含む）方は、総領事館への在留届の提出が義務付けられています。万が一、事件・事故、自然災害などに巻き込まれた際の連絡先、ご家族からの安否問い合わせなどに必要なものです。ワーキングホリデー、留学ビザで当地に滞在される皆様も対象です。在留届を提出されていないと、必要な際に当館から連絡をとることができません。オンラインでお届けをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

## ●海外旅行登録「たびレジ」に登録を

たびレジ



外務省では、3ヶ月未満の海外滞在者のために、海外旅行登録「たびレジ」を開始しました。海外旅行に出かける方は、専用サイトから登録しますと、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の連絡メールを受け取ることが出来ます。当地を訪問される日本人のお知り合いやご自身が第三国に旅行する際には、ご登録をお願いします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## 在メルボルン日本国総領事館

住所：Level 25, 570 Bouke Street, Melbourne Victoria 3000

メールアドレス: meljapan@mb.mofa.go.jp

ウェブサイト：www.melbourne.au.emb-japan.go.jp

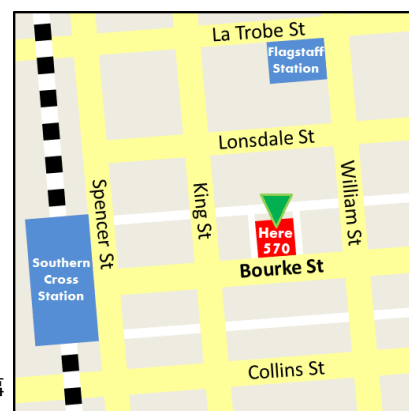
代表電話：03-9679-4510

### 開館時間

月曜日～金曜日

午前9時～午後1時（領事窓口は午後12時30分まで）午後2時～5時（領事窓口は午後4時まで）

※日本及びオーストラリアの祝日が休館となる場合があります。詳しくは、当館HPの「総領事館案内」をご覧ください。



### 当館ビル エレベーターのご利用方法

当館が入居しているビルのエレベーターは、エレベーター箱内には行先階のボタンがないことから、エレベーターホール内に設置されたコントロールパネルを操作する必要があります。



総領事館へ来る場合

20-29 を選び、  
次の画面で 25 を選ぶ



25 階へ行くエレベーター  
が表示される



総領事館から帰る場合

「G」を選ぶと次の画面で  
地上階へ行くエレベーター  
が表示される